INPIT

知財は ここから。

特許出願書類の書き方ガイド

書面による出願手続について

Ⅰ 特許を出願する前に

1．事前調査

特許出願をしようとする方は、事前に公開特許公報、特許公報、実用新案公報などを調査してください。それは次の理由からです。

（1）公知の有無の調査資料として

特許を受けることができるのは世の中にまだ知られていない、新規な発明に限られます。一方、上記の公報等に掲載されている発明、考案はすべて公知（公然と知られていること）の技術となりますので、**特許公報等にすでに同じ発明、考案が掲載されているという理由で拒絶になる**（特許にならない）特許出願が少なくないからです。

（2）明細書と図面の作成の手引きとして

特許を出願するにあたっては、所定の様式に従って、出願書類（願書、特許請求の範囲、明細書、図面（必要に応じて）、要約書）を作成しなければなりません。この場合のキーポイントになるのが特許請求の範囲、明細書と図面の書き方であり、その書き方の手本となるのが特許公報等に掲載されている文章や、図面になります。また、自分の考えに近い発明、考案が掲載されている特許公報等を選び出して、そこから**自分の発明を特許請求の範囲、明細書と図面にまとめる要領を学べます。**

公報は、独立行政法人　工業所有権情報・研修館（INPIT）の公報閲覧室でご覧になれます。

また、INPITホームページ内の特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）において、公報掲載情報の検索サービスを無料で提供していますのでご利用ください。

接続するには、特許庁ホームページから「J-PlatPat(外部サイト)」をクリックまたはhttps://www.j-platpat.inpit.go.jp/に直接アクセスしてください。

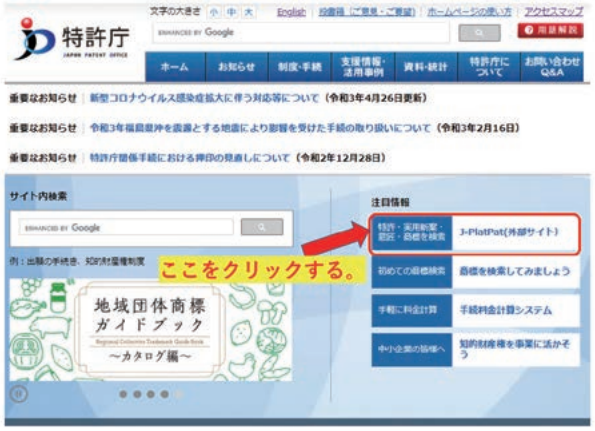

J-PlatPat

○J-PlatPatにおける特許・実用新案の主な検索サービス

・特許・実用新案検索　※スマートフォンの場合はメニューから選択してください。

特許・実用新案検索は、書誌的事項／分類（FI・Ｆターム、IPC）／要約／請求の範囲及び公報全文（書誌を除く）等のキーワードを入力し、特許・実用新案公報、和文抄録等を検索することができます。

2．特許法上の発明とは

（1）自然法則を利用しているか

「自然法則」とは、自然界において経験的に見出される科学的な法則をいいます。

×	自然法則以外の法則	→ 経済法則や数学上の定理
×	人為的取り決め	→ ゲームのルールそれ自体など
×	自然法則自体	→ エネルギー保存の法則、万有引力の法則
×	自然法則に反するもの	→ 永久機関

（2）技術的思想であるか

×	いわゆる技能	→ フォークボールの投げ方、プロレス技など
×	単なる情報の提示	→ デジタルカメラで撮影されたデータなど
×	美術的創作物	→ 絵画、彫刻など

×フォークボールの投げ方

（3）創作であるか

×	天然物の単なる発見など

（4）高度であるか

発明は、自然法則を利用した技術的創作であっても、「高度」なものでなければなりません。とはいえ、遺伝子や電子計算機のように産業に大変革をもたらすものに限られるものではありません。従来にない新しい機能を発揮するなら、改良品でも立派な特許になります。

3．特許を受けることができる発明とは

（1）産業として利用できるか(特許法第29条第１項柱書)

× 産業として利用できるものに該当しないもの

①人間を手術、治療または診断する方法

（→ ○医療機器、医薬自体は物の発明に該当）

②業として利用できない発明

個人的にのみ利用される発明（喫煙方法等）

学術的、実験的にのみ利用される発明

③ 実際上、明らかに実施できないもの

（例：オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防止するために、地球全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法）

×医療行為

（2）新しいものであるかどうか＝新規性＝（特許法第29条第１項）

特許を受けることができる「発明」は、今までにない「新しいもの」でなければなりません。これを「新規性」と呼んでいます。特許法では、新規性を有しない発明の範囲を定めており、次に該当する場合は特許を受けることができません。

①特許出願前に日本国内又は外国において公然と知られた発明
　例：テレビで放映、発表
②特許出願前に日本国内又は外国において公然と実施をされた発明
　例：店で販売、製造工程における不特定者見学
③特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明や電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明
　例：日本国内又は外国において公表された特許公報、研究論文、書籍、CD-ROMなどに掲載、インターネット上で公開

（3）容易に思いつくものでないかどうか＝進歩性＝（特許法第29条第２項）

新規な発明であっても、従来技術をほんの少し改良しただけの発明のように、誰でも簡単に考えつく発明については、特許を受けることができません。簡単に考え出された発明でも独占排他権である特許権が認められるようになると、技術の進歩の妨げとなるからです。

4．特許を出願する際の注意点

（1）出願はできるだけ早くしましょう

同じ発明の場合、先に出願した発明のみが特許となり、後に出願した発明は特許になりません。

（2）出願が済むまでは発表は慎みましょう

特許出願以前に発明を公表することは、新規性喪失の原因となるので、できるだけ避けることが賢明です。

特許法第30条では、一定の期間内及び一定の条件の範囲をもって、出願前公表の救済規定（発明の新規性喪失の例外規定）を設けていますが、特許出願前にはできるだけ公表しないことが最善です。（カタログの配布や展示会などの出品には、出願を済ませてから行うことが大切です。）

（3）特許権の権利範囲は明細書等の記載により判断されます

権利者にとって、どこまでが自分の特許権の及ぶ範囲かということは、重要な問題です。この特許権の権利範囲を決めるのは、出願時に特許庁へ提出した明細書等が基礎となり、特に**特許請求の範囲の項に記載された**技術内容に基づいて技術範囲が決定されます。

（4）アイデアや思いつきだけでは権利になりません

発明はアイデアだけでは未完成です。明細書に発明を記載するときには、発明の目的、構成、効果をできるだけ具体的に記載し、その明細書をみれば誰もがその発明を実施できる程度まで具体的構造、作動などが示されていなければなりません。

（5）出願は価値のありそうなものだけにしましょう

出願は、技術的評価、市場評価を勘案してから行いましょう。特許出願することは、経済的にかなりの負担になります。

5．特許制度と実用新案制度の比較

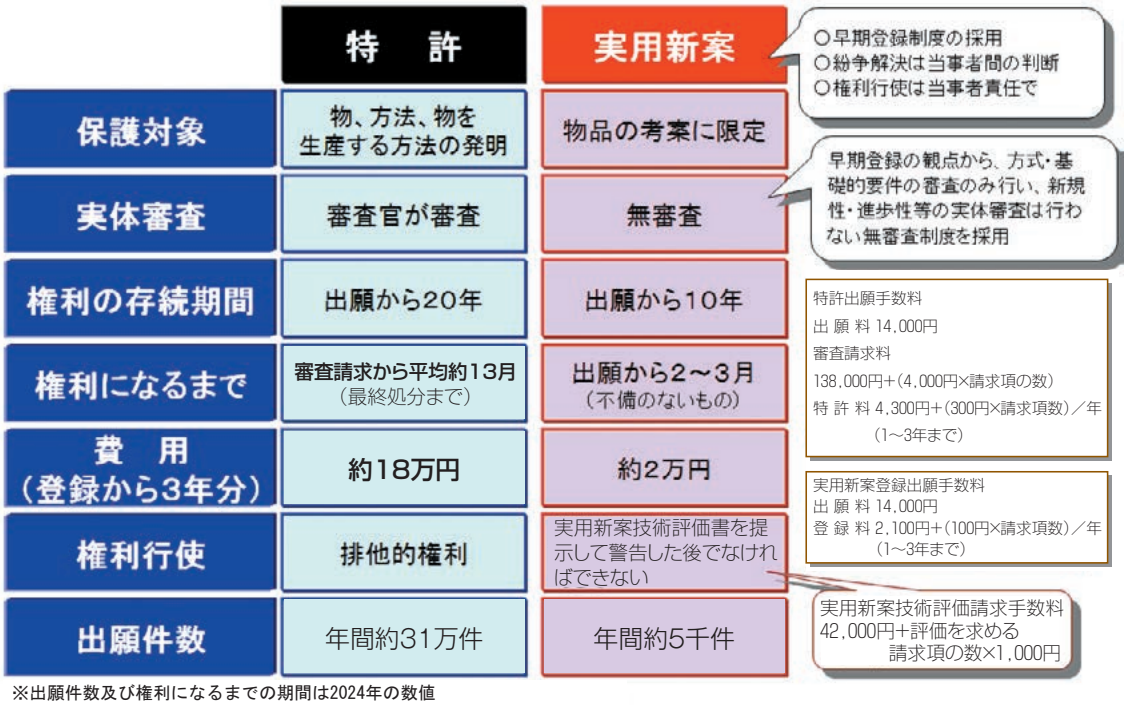

※出願件数及び権利になるまでの期間は2024年の数値

特許と実用新案には、上記のような特色があります。出願する技術内容、事業性、製品のライフサイクル等を考慮して選択しましょう。

Ⅱ 特許出願書類の作成要領

1．書面により特許出願する場合の記載例

（1）特許願の記載例

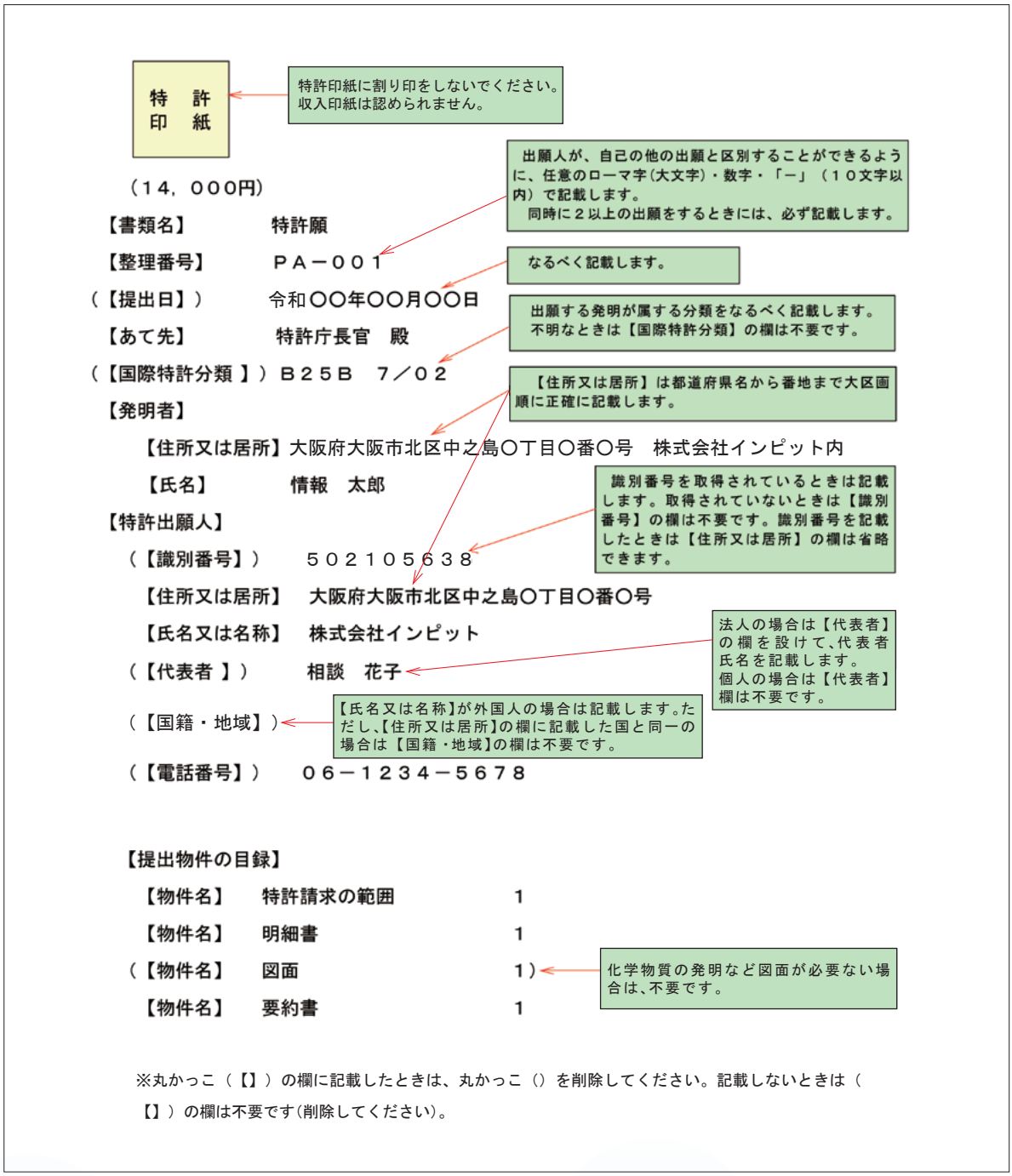

※上記の記載例は、出願において記載すべき最低限のものであり、新規性喪失（ｐ４）の例外適用等を受けるためには、別途、記載必須事項等がありますので、お問い合わせください。

（２）特許請求の範囲の記載例

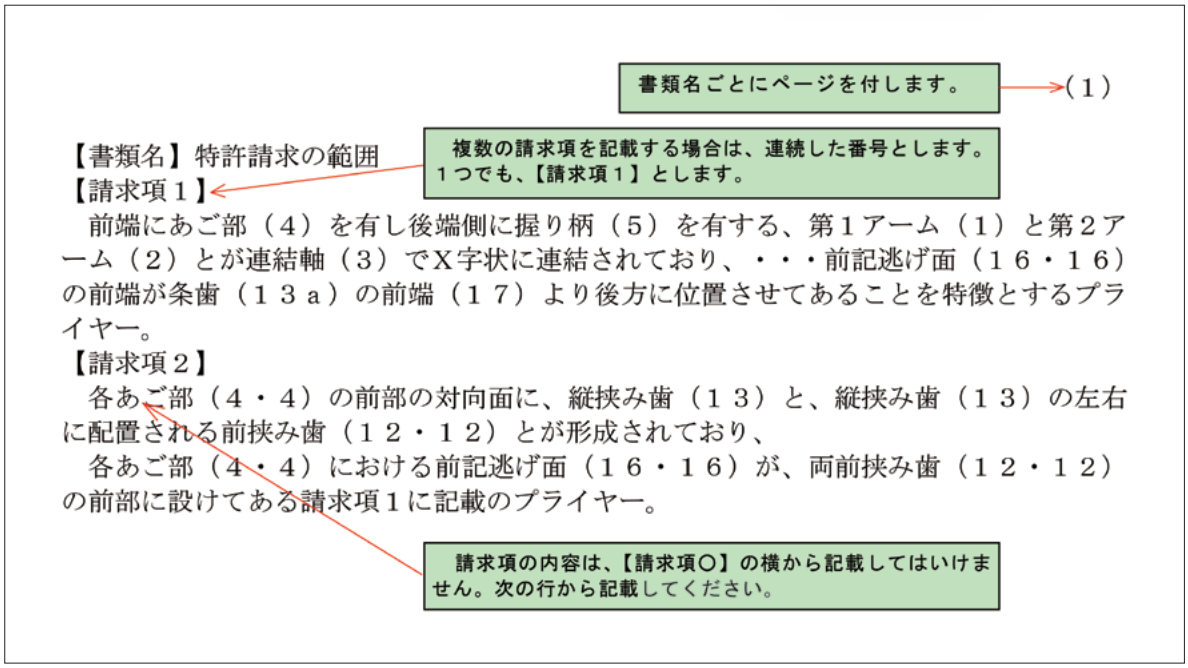

（３）明細書の記載例

書類名毎にページを付します。 （１）

【書類名】　明細書
【発明の名称】　プライヤー　← 発明の内容を簡潔に表現します。発明の内容と直接関係のない語句を記載してはいけません。
【技術分野】
　【０００１】　← 段落ごとに段落番号を付します。
　本発明は、ねじ軸がさび付き、あるいはビス頭に設けた操作溝が変形して潰れた状態の小ねじ（以下、単にビスという。）を締結対象から取り外すのに好適なプライヤーに関する。
【背景技術】
　【０００２】
　この種のプライヤーとして、本出願人の提案に係るプライヤーが公知である（特許文献１）。そこでは図１１に示すように、Ｘ字状に交差配置した一対の挟持アーム３１・３２のあご部３３の対向面のそれぞれに、縦挟み歯３４と、前挟み歯３５と、後挟み歯３６とが設けてある。・・・・前挟み歯３５、および後挟み歯３６は、いずれもビス締結面４２が水平である場合に、プライヤーの全体を水平にした状態でビス頭４１などを挟持する際に使用する。
　【０００３】
　縦挟み歯３４は、鋸刃状の３個の条歯３４ａと、これら条歯３４ａに連続する斜めの斜辺部３４ｂとで連峰状に形成してある。斜辺部３４ｂの両側に前挟み歯３５が配置してあり、対向する前挟み歯３５が接合することにより、挟持アーム３１・３２の閉じ限界を規定している。前挟み歯３５、および後挟み歯３６には、それぞれ先の条歯３４ａと直交する向きの条歯３５ａ・３６ａが形成してある。
　【０００４】
　同様のプライヤーは非特許文献１にも開示されており、そこでは一対の挟持アームを左利き用のはさみの交差形態と同じ逆交差構造にして、ビスを緩めるときの挟持アームのがたつきを規制できるようにしている。
【先行技術文献】
　【特許文献】　← 特許を受けようとする発明に関連する発明が記載された公報や刊行物の名称を記載します。
　【０００５】
　【特許文献１】　特許第３４８６７７６号公報（段落番号０００９～００１０、図４）
　【非特許文献】
　【０００６】
　【非特許文献１】　「○○総合カタログ２０１６」，○○株式会社，ｐ．５３
【発明の概要】
　【発明が解決しようとする課題】　← 従来技術の問題点を明らかにします。
　【０００７】
　上記のプライヤーによれば、操作溝が潰れてドライバーで緩めることが困難なビス４０であっても、図１２に示すようにビス頭４１の周面を一対の縦挟み歯３４で挟持して、ビス４０を締結対象から的確に取り外すことができ、多くのユーザーから好評を博している。しかし、問題がないわけではない。
　【０００８】
　本発明はビス頭の外形形状の違いとは無関係に、ビス頭を的確に挟持して締結対象から確実に取り外すことができる、使い勝手に優れたプライヤーを提供することにある。本発明の目的は、とくに挟み歯で挟持される周面の厚み寸法が小さなビスであっても、確実に取り外すことができるプライヤーを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

特許請求の範囲に記載した構成の説明とともに、より好ましい構成を説明します。

【０００９】

本発明に係るプライヤーは、前端にあご部４を有し後端側に握り柄５を有する、第１アーム１と第２アーム２とを連結軸３でＸ字状に連結して構成する。各あご部４・４の前端の左右には、図１に示すように各あご部４・４の前端両隅がビス締結面２２に接触するのを避ける逃げ面１６・１６を形成する。

【発明の効果】

従来技術に比し有利な効果を記載します。

【００１０】

本発明においては、ねじ軸がさび付き、あるいは操作溝が変形して潰れた状態のビス２０であっても、ビス頭２１を的確に挟持し、緩み方向へ回転操作して、締結対象から確実に取り外すことができる。

【００１１】

また、第１・第２のアーム１・２を連結軸３で組み付けた状態において、逃げ面１６・１６があご部４の両側面に露出するので、逃げ面１６・１６の加工をより簡便に行なうことができ、その加工に要する手間とコストを削減できる。

【図面の簡単な説明】

全ての添付図面について図番号順に説明を記載します。

【００１２】

【図１】　本発明に係るプライヤーの側面図である。

【図２】　あご部の詳細構造を示す側面図である。

【図３】　図２におけるＡ－Ａ線断面図である。

【発明を実施するための形態】

発明をどのように実施するかを具体的に記載します。

【００１３】

図１ないし図３は本発明に係るプライヤーの実施例を示す。図１においてプライヤーは、Ｘ字状に配置した第１アーム１と第２アーム２とを連結軸３で相対揺動可能に連結して構成する。両挟持アーム１・２は圧縮コイル形の開きばね７で開き付勢してある。

【００１４】

各アーム１・２は、それぞれ前端にあご部４を有し、後端側を握り柄５とした鍛造品からなり、握り柄５の外面はプラスチック成形品からなるグリップ体６で覆われている。

【符号の説明】

図面の主要な部分（少なくとも特許請求の範囲に記載されているもの）を表わす符号を説明します。

【００１５】

１　第１アーム

２　第２アーム

３　連結軸

４　あご部

・・・

（4）図面の記載例

（1）

書類名ごとにページを付します。

【書類名】　図面

【図１】

図番号は、【図１】、【図２】のように連続番号を図の上に付します。

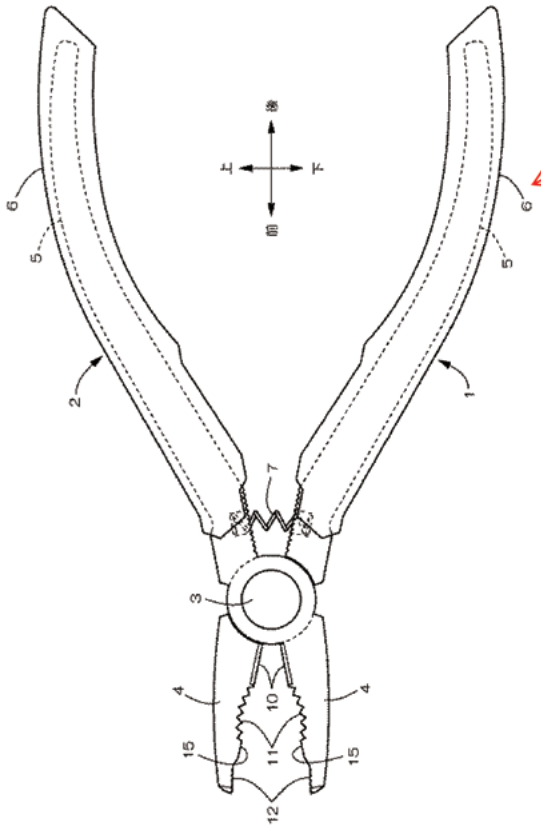

符号は、アラビア数字を用い、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付けます。

異なる図番号を付した図を横に並べて描いてはいけません。また、1の図番号を付した図を複数ページにわたって描いてはいけません。

異なる図番号を付した図にまたがって引出線、鎖線、点線等を引いてはいけません。

【図２】

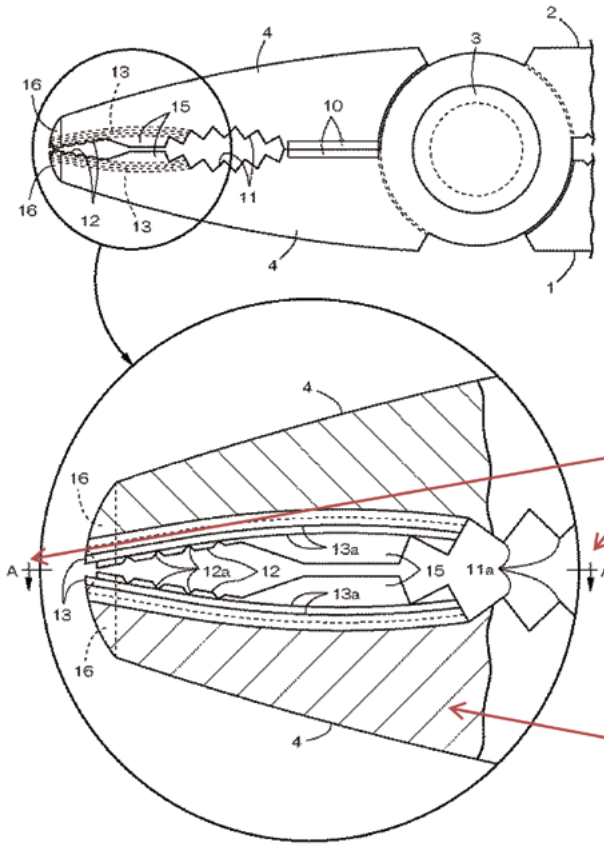

図中にある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示します。

断面図などの切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線または間隔の異なる平行斜線を引きます。

【図３】

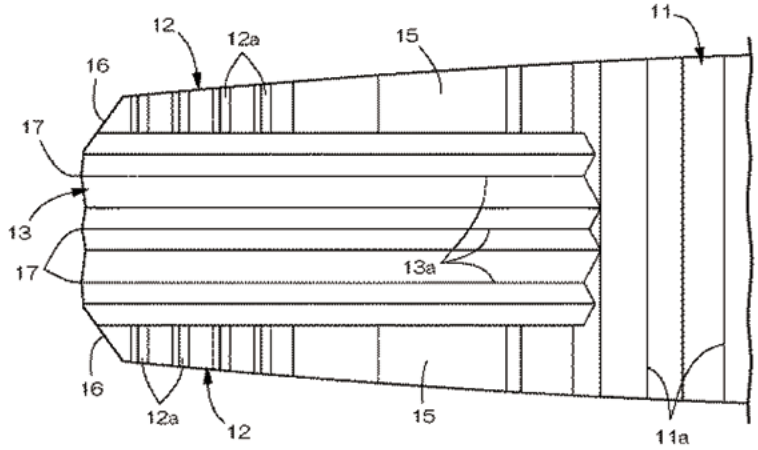

（５）要約書の記載例

【書類名】要約書
【要　約】
【課　題】挟み歯で挟持される周面の厚み寸法が小さなビスであっても、ビス頭を的確に挟持して締結対象から確実に取り外すことができるプライヤーを提供する。
【解決手段】あご部４と握り柄５を備えた第１アーム１と第２アーム２とを連結軸３でＸ字状に連結してプライヤーを構成する。各あご部４・４の前端の左右に、各あご部４・４の前端両隅がビス締結面２２に接触するのを避ける逃げ面１６・１６を形成する。左右の逃げ面１６・１６の間の各あご部４・４の対向面に、ビス頭２１の周面を挟持する縦挟み歯１３・１３を凹み形成する。各縦挟み歯１３・１３は、前後方向の複数個の条歯１３ａを山谷状に連続させて構成する。逃げ面１６を設けることにより、条歯１３ａの前端１７をビス締結面２２に先当りさせて、ビス頭２１の周面を縦挟み歯１３で確実に挟持できる。
【選択図】図１

発明が解決しようとする課題、その解決手段を平易かつ明瞭に記載します。
文字数は、【課題】、【解決手段】等の項分け見出しを含め４００字以内です。

発明のポイントを表す最も適当な図を１つ選んで、「図○」のように図の番号のみを記載します。図を描いてはいけません。選択図面がなければ「なし」と記載します。

２．特許出願書類の作成要領

「特許出願の願書」は、以下の要領で作成してください。

インターネットをご利用の方は、INPITホームページ「**知的財産相談・支援ポータルサイト**」（https://faq.inpit.go.jp）の**各種申請書類一覧**（**紙手続の様式**）から書面による出願書類のダウンロードができます。

（１）用紙について

①用紙は、日本工業規格Ａ列４版〈Ａ４〉（横21cm、縦29.7cm）の白紙で、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長に用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載しないでください。

②文字は、黒色で明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。

（２）出願手数料について

①出願手数料は、14,000円となります。手数料相当額の特許印紙で納付します（収入印紙での納付は認められません。）。

②特許印紙は、全国各地の集配郵便局等で購入して、願書の左上部余白に貼ってください（特許印紙に割り印をしないでください。）。その下に貼付金額を（14,000円）のように括弧を設け記載してください。

※特許印紙以外の納付方法については、
特許庁ホームページをご参照ください。

「納付方法について」
https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/index.html

※手数料は令和８年４月１日時点のものです。
提出する際は最新の手数料を特許庁ホームページ等でご確認ください。

3．出願から登録までの手数料（登録料）について

（1）出願時に必要な手数料

①出願手数料

14,000円

②電子化手数料　（以下の（3）を参照）

（2）審査に必要な手数料　※減免制度あり

①出願審査請求手数料

138,000円＋(4,000円×請求項の数)

特許権を取得するためには、出願の日から3年以内に出願審査請求書を提出する必要があります。

②電子化手数料　（以下の（3）を参照）

（3）電子化手数料

2,400円＋(800円×提出書類の枚数)

出願手続等オンラインで可能な手続を書面（紙）で行う場合（一部の手続きを除く）には、出願手数料の他に別途電子化手数料が必要となります。

電子化手数料の納付は、出願書類等提出の日から数週間後に「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される電子化手数料の払込用紙を用いて行います。

＊電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は特許庁ホームページをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/denshika.html

（4）設定登録に必要な手数料　※減免制度あり

①特許料（平成16年4月1日以降に審査請求をした出願）

1～3年　毎年 4,300円＋請求項の数×300円

3年分を一括納付する必要があります。

（５）権利の維持に必要な手数料(一般的に年金といいます)　※減免制度あり

①特許料（平成16年４月１日以降に審査請求をした出願）

４～６年　毎年10,300円＋請求項の数×　800円

７～９年　毎年24,800円＋請求項の数×1,900円

10年～20年　毎年59,400円＋請求項の数×4,600円

１年分でも、複数年分をまとめてでも、納付することが可能です。

※手数料（登録料）は令和８年４月１日時点のものです。提出する際は最新の手数料（登録料）を特許庁ホームページ等でご確認ください。

※出願審査請求料や特許料（第１年から第10年分）についての減免制度があります。詳しくは特許庁ホームページをご確認ください。

「手数料等の減免制度について」

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/index.html

４．書類の提出方法

所定の事項を記載した特許出願書類一式を、以下の方法により特許庁長官宛に提出します。

（１）受付窓口へ直接持参する方法

特許庁庁舎１階の**出願受付窓口**へ提出します（本書末尾「周辺地図」を参照）。

（２）郵送する方法

送付先　　〒100-8915　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　　特許庁長官　宛

※宛名面（表面）余白に「出願書類　在中」と記載して、できるだけ簡易書留・一般書留・特定記録郵便で郵送してください。

※郵送する出願関係書類について、特許庁が受領したことを確認したい方は返信用切手を貼付して差出人住所・氏名を記載した封筒又はハガキを同封してください。特許庁で受付スタンプを押して返送しますので、封筒の場合には返信用控としての書面のコピーを同封し、ハガキには書類名と郵送日を記載してください。

Ⅲ 出願から登録までの流れ

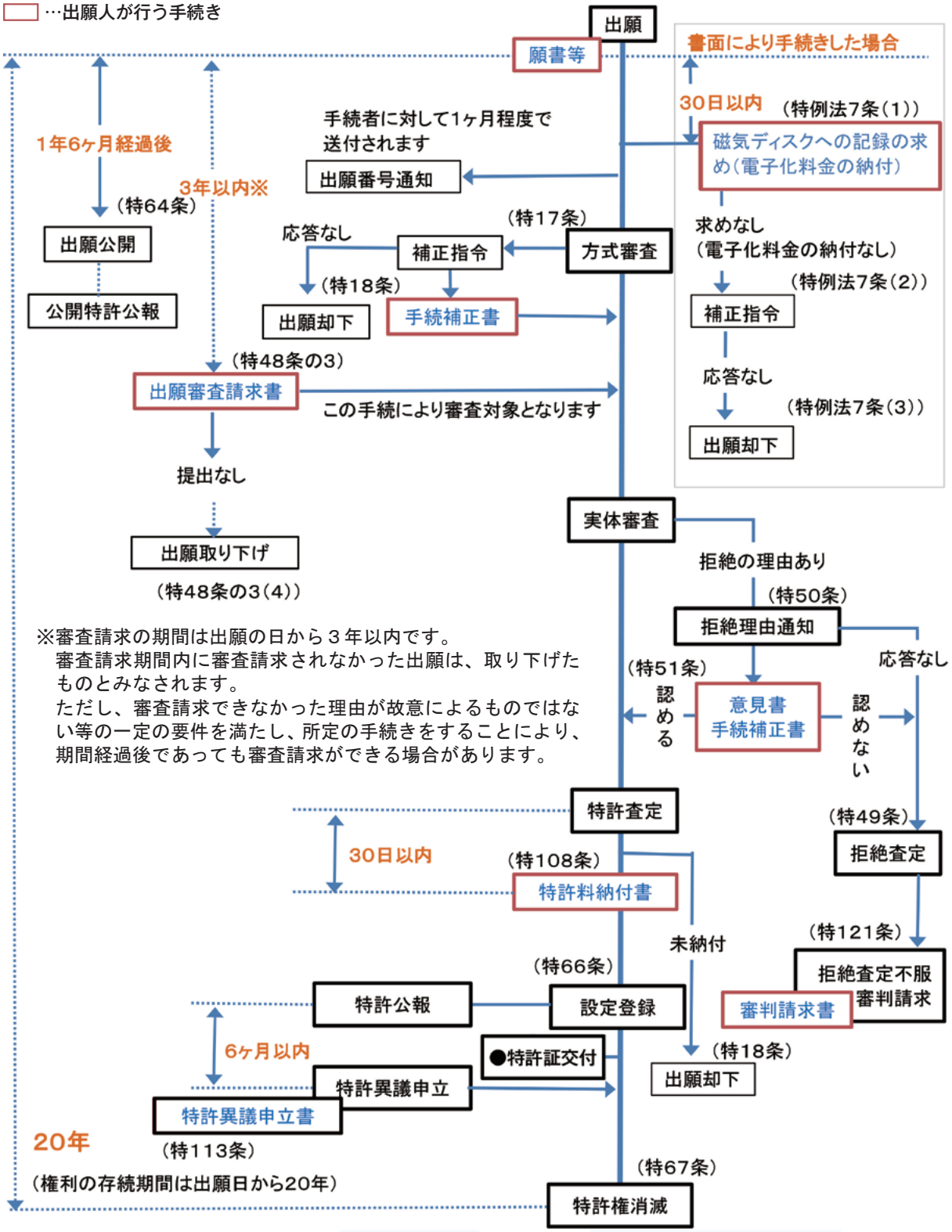

1．特許出願（特許法第36条）

特許出願するときは、「特許願（願書）」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「要約書」、「図面（図面を必要としない場合は不要）」の５つの書類を作成し、特許庁に提出します。

2．出願公開（特許法第64条）

出願公開とは、特許出願の日から１年６月経過したときに、特許出願の明細書等を掲載した公開特許公報を発行し、出願内容を一般に公表することをいいます。この出願公開は、出願公開前に出願の取下げなどがあったものを除き、原則としてすべての特許出願が公開されます。

3．出願審査請求（特許法第48条の３）

特許出願した発明が特許になるかどうかは、特許庁の審査官による実体審査を経て判断が下されます。この実体審査の手続に入るためには、出願日から３年以内に「出願審査請求書」を提出しなければなりません。

4．方式審査

方式審査では、出願書類や各種手続が法令で定められた方式要件に適合しているか否かがチェックされます。

5．実体審査

方式審査をクリアし、出願審査請求がなされた出願は、審査官によって特許になるかどうかの実質的な審査が行われます。

6．特許査定と特許権の発生

審査官が審査した結果、拒絶の理由を発見しなかった場合、あるいは意見書や手続補正書の提出によって拒絶の理由が解消された場合には、審査官はその特許出願について「特許査定」を行います（特許法第51条）。

権利を発生させるためには、特許査定の謄本が特許出願人に送達された日から30日以内に、第１年から第３年までの特許料を一括して納付します（特許法第108条）。**特許料の納付**があったときは特許原簿に「特許権の設定の登録」が行われ、この登録により特許権が発生します（特許法第66条）。この納付期間内に特許料の納付が行われないと、特許出願の却下処分がなされてしまうので注意が必要です（特許料減免申請書を提出し免除を受けた者及び国は除く）。

7．特許権の維持・消滅

特許権の存続期間は、出願から最長20年（存続期間の延長登録があったものは最長25年）ですが、第４年以後も権利を維持するためには、各年分の特許料（一般的に「年金」といいます。）を前年以前に納付しなければなりません（特許法第108条第２項）。

納付期限内に年金の納付がなかったときは権利が消滅しますが、納付期限を過ぎてしまった場合でも、６月以内であればその特許料及びそれと同額の割増特許料を納付すれば、引き続き権利を維持することができます（特許法第112条）。

Ⅳ 困ったときのサポート

1.「知的財産相談・支援ポータルサイト」の活用

特許・実用新案・意匠・商標って何？出願書類ってどうやったら手に入るの？書き方が分からない…

こんな時は、「知的財産相談・支援ポータルサイト」をご利用ください。

ご利用の際は、特許庁ホームページから「知的財産相談・支援ポータルサイト」をクリックまたは https://faq.inpit.go.jp に直接アクセスしてください。

知的財産相談･支援ポータルサイト

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、相談窓口に寄せられるよくある質問や回答を掲載しています。

その他にも、申請書類一覧や料金一覧ページ、書き方ガイドなども掲載しています。

※特許庁ホームページやポータルサイトの画面レイアウト構成は、適宜変更される場合があります。

2．知財総合支援窓口の活用

INPITでは中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

知財総合支援窓口の詳細は、知財総合支援窓口「知財ポータル」をご参照ください。

https://chizai-portal.inpit.go.jp

また、全国共通お問い合わせ先として、ナビダイヤル「0570－082100」を設置しております。こちらにお電話いただければ、お近くの知財総合支援窓口につながりますので、ご利用ください。

3．電子出願ソフトサポートサイトの活用

インターネット網を介した電子出願も可能です。

電子出願については、「電子出願ソフトサポートサイト」に、利用にあたっての事前手続等の情報を掲載していますのでご参照ください。

https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

また、出願書類の作成が不慣れな方でも、ブラウザの画面に入力することで、電子出願用の出願書類を作成できるツール「さくっと書類作成」を提供しております。

電子出願ご利用の場合は、電子化手数料は不要となりますが、電子証明書を取得する費用等がかかります。

電子出願ソフトサポートセンター

電話（東京）03-5744-8534　（大阪）06-6946-5070　受付時間　9：00～18：15（平日）

4．日本弁理士会の活用

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟はもちろん、諸外国の制度や知的財産全般について弁理士が無料で相談に応じています。

日本弁理士会ホームページ「無料相談のご案内」をご参照ください。

https://www.jpaa.or.jp/free_consultation/

5．お問い合わせＱ＆Ａの活用

特許庁ホームページでは各種相談や手続き、審査についてのお問い合わせを各担当部署への電話やメールフォームで受付けています。お気軽にご利用ください。

https://www.jpo.go.jp/faq/list.html

周辺地図

■主要交通機関

- 丸ノ内線・千代田線・日比谷線／霞ヶ関駅（出口A-13番）より徒歩7分
- 丸ノ内線・千代田線／国会議事堂前駅（出口３番）より徒歩5分
- 銀座線／虎ノ門駅（出口５番）より徒歩4分
- 南北線・銀座線／溜池山王駅（出口８番）より徒歩5分
- 日比谷線／虎ノ門ヒルズ駅（出口A2a）より徒歩8分

問い合わせ先

～産業財産権に関する一般的相談～

独立行政法人　工業所有権情報・研修館

産業財産権相談窓口

住　所／〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-4-3（特許庁庁舎１階）

電　話／03-3581-1101（内線2121～2123）

ＵＲＬ／ https://faq.inpit.go.jp

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2026年6月